

「蒲郡駅事件」 不当判決を弾劾する緊急声明

本日、名古屋地方裁判所は「蒲郡駅事件」（平成20年（わ）第502号窃盗被告事件）で不当にも加藤誠二さんへ懲役6ヶ月、執行猶予2年という有罪判決を下した。

われわれは、この不当判決を満腔の怒りを込めて弾劾する。

この蒲郡駅事件は2007年7月13日に突如として、JR東海労本部、名古屋地本、蒲郡駅、そして加藤誠二さんの自宅に強制家宅捜索が入ったことで、われわれが知るようになった。その後、詳細がわかるにつれて2月8日にJR東海が会社の「内部文書」を窃取されたとして、愛知県警中村警察署に刑事告訴していたことが明らかになった。

この、会社が盗まれたとする「内部文書」は、「時系列等報告書」や「主任レポート」を社員が拒否したときに管理者がどう対応するかの「労務管理マニュアル」であり、JR東海の労政の特徴である「命令と服従」を如何に貫徹するかというものであった。

こうしたJR東海の労政に反対しているのは、何もわれわれJR東海労だけではない。他労組組合員や管理者の中にも異常な労務管理をあらためる必要を感じている人は多くいる。こうした心ある人の中の一人がJR東海労に「内部文書」を送ってきたのだ。

そもそもでっち上げであったために、公安警察は加藤さんを逮捕できなかった。そして、検察にいたっては、会社の「内部文書」を持ち出しコピーした窃盗行為として起訴したにもかかわらず「盗み出した」ということを8回の公判で全く立証できなかった。そればかりか、①盗んだとされる「内部文書」やそれを閉じていたファイルに加藤さんの指紋がなかったこと。（第1回公判）②助役専用書庫は鍵がしてあり鍵のありかを一般社員は知らない。（第3回公判「古田証言」）など、加藤さんの無罪を証明する事実が浮き彫りになった。

そこで、検察は苦肉の策として、裁判の最終段階の「論告」では「内部文書」の窃盗ではなくコピー用紙31枚の窃盗にすり替えて、何としても有罪に持ち込もうとしたのだ。

これを、権力によるJR東海労、JR総連を破壊するための国策捜査と言わずになんというのか。

そしてその背後には、樋口篤三氏の著書「JRの『ドン』葛西の野望を警戒せよ！」で克明に明らかにされた「葛西・公安警察ブロック」が暗躍していることはいうまでもない。

2007年7月13日から、われわれは加藤さんに向けられたでっち上げを粉碎する闘いに決起した。そして2007年9月27日のJR東海による不当解雇を撤回させるために職場からのできる限りの闘いを積み重ね、ストライキを打ち抜いた。

全組合員で取り組み、全国の仲間からも支援を受けた「公正・公平な審理により被告無罪の判決を求める署名」は個人署名72,997筆、団体署名は1489団体を数えた。

われわれは、これからも全組合員の総力を結集して加藤さんの完全無罪・早期職場復帰を勝ち取るまで闘う！JR総連に結集する全国の仲間とともに闘う！すべての良識ある労働者とともに闘う！

正義はわれにあり！

2009年4月21日

JR東海労働組合新幹線地方本部